

証券コード：8894
平成30年10月25日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号
株式会社 原 弘 産
代表取締役社長 岡 本 貴 文

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本臨時株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である平成30年11月8日（木曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年11月9日（金曜日）午後3時30分（受付開始：午後3時00分）
※開催時間が前回の定時株主総会と異なりますのでご注意ください。
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル2階 飛翔の間
3. 目的事項

決 議 事 項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当による第4回新株予約権発行の件

以 上

-
- ご出席の際は、同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - 臨時株主総会後に株主の皆様にお送りしておりました本臨時株主総会に係る決議通知につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）へ掲載させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社は、当社が今後、事業拡大、収益拡大を推進していくためには、金融機関等からの借入れが円滑に行えることが重要であり、そのためには、金融機関等に元本返済の猶予をお願いしている状況を解消する必要があると考えております。有利発行による新株予約権の発行（以下「本新株予約権」といいます。）による増資によって当該状況を解消すれば、新規の不動産開発事業に着手することが可能になり、現在の安定事業である不動産賃貸管理事業を基盤に収益の上積みが期待できるため、第三者割当増資を実施することが不可欠であるとの判断に至りました。

つきましては、本臨時株主総会の第2号議案「第三者割当による第4回新株予約権発行の件」で取り上げます新株予約権の発行を可能とするために、当該本新株予約権の行使による普通株式の発行に備えて、普通株式の発行可能株式総数を変更するものであります。

本新株予約権を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案「第三者割当による第4回新株予約権発行の件」をご参照ください。

なお、本議案の効力発生は、第2号議案「第三者割当による第4回新株予約権発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は175,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については175,000,000株、第1種優先株式については29,550,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は294,700,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ、普通株式については294,700,000株、第1種優先株式については29,550,000株とする。

第2号議案 第三者割当による第4回新株予約権発行の件

1. 提案の理由

株主以外の第三者に対して特に有利な払込金額をもって新株予約権を発行する件についてご承認をお願いするものであります。

また、本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%超希薄化することになるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をあわせてお願いするものであります。

なお、本議案の効力発生は、本臨時株主総会の第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 募集の概要

(1) 割当日	平成30年11月12日
(2) 新株予約権の総数	2,210,000個（新株予約権1個につき100株）
(3) 発行価額	新株予約権1個当たり4.5円
(4) 当該発行による潜在株式数	221,000,000株
(5) 資金調達の額	451,945,000円 （内訳） 新株予約権発行分 9,945,000円 新株予約権行使分 442,000,000円
(6) 行使価額	1株当たり2円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	EVO FUND（エボ ファンド） 2,210,000個
(9) その他	上記各号については、平成30年11月9日開催予定の当社臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行に関する本議案が承認（特別決議）されることと本新株予約権の発行による増資による大規模希薄化が承認されること並びに金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件として本新株予約権買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。

3. 割当予定先の概要

(1) 名称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2) 所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3) 設立根拠	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資目的	
(5) 組成日	2006年(平成18年)12月	
(6) 出資の総額	払込資本金：1 米ドル 純資産：約24.1 百万米ドル	
(7) 出資者・出資比率・ 出資者の概要	払込資本金：EVO Feeder Fund 100% 純資産：自己資本 100%	
(8) 代表者の役職・氏名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(9) 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
(10) 上場会社と当該ファ ンドの関係	上場会社と当該ファ ンドとの関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド 代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人と の間の関係	該当事項はありません。

(注)割当予定先の概要の欄は、平成29年12月31日現在におけるものです。

4. 特に有利な金額で新株予約権を発行する理由

当社は、平成27年6月に第三者割当増資を実施し、100百万円の事業資金を確保したものの、営業利益、経常利益を計上できず、最終利益を原資とした有利子負債の返済を実行することはできておりません。したがって、平成30年7月末時点における有利子負債残高1,451百万円のうち借入れ6案件1,247百万円は、銀行等に元本返済の猶予をお願いしている状況が継続しており、銀行等から事業資金を調達できる状態には至っておらず、このような状況を改善するための資金調達手法について、複数検討してまいりました。

当社の現状の有利子負債残高は1,451百万円であり、そのうちの借入れ4案件合計655百万円については、約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いを行った上で、元金

の返済も猶予いただいている状況ですが、借入れ2案件合計796百万円については、債権者から当社に対して前記の元金、元金に対する未払いの約定利息及び元本の返済期限到来後に年14%の割合で発生している未払いの遅延損害金の全額の支払いを求められており、返済の猶予がなく早急に対応することが必要な状況となっています。ただし、当社は、債権者様との交渉が継続していることから、当該遅延損害金につき、その金額が確定していないため、当社の貸借対照表上、未払遅延損害金として負債に計上しておりません。

そのような状況で、今回の割当予定先であるEVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)からは、300百万円の融資(当該融資のための契約を以下「本ローン契約」といいます。)を実行いただいた上で最終的には株主総会特別決議による授權枠拡大後の発行可能株式総数の上限に近い新株予約権の発行をすることで総額432百万円の資金提供をいただくことが可能である旨表明いただきました。EVO FUNDとの取り組みにより、上記の点の改善が実現可能であるものと判断し、第三者割当増資(本ローン契約及び本新株予約権発行(以下「本件増資」といいます。))に関して協議を進めてまいりました。

当社といたしましては、本件増資により調達する資金は、借入金の返済のための資金であり、調達資金を借入金の返済に充当することで、既存借入先との協議を行い、強制執行を含む法的手段によって当社事業の継続に支障を来す事態を避けることを目指します。調達資金を借入金の返済に充当することは、当社の事業を継続するための最善の手段と考えており、本件増資の資金使途については合理性があるものと判断しております。

また、本新株予約権の発行による資金調達(以下「本資金調達」といいます。)は、株主総会特別決議による授權枠拡大後の発行可能株式総数の上限に近い発行であるため、本資金調達の後、一定期間は追加のエクイティ・ファイナンスは難しくなりますが、本資金調達が現在当社にとって調達できる最大限度額であるため、調達資金をもって既存債権者様と交渉にあたるのが最善であると考えております。なお、本資金調達が今後の事業計画に直接与える影響は軽微と考えておりますが、資金繰り計画を鑑みますと、債権者様が強制執行手続きを実施した場合には、現在辛うじて回っております当社の資金繰り計画に大きな影響を与えるため、資金繰りの悪化が事業計画に及ぼす影響は決して小さなものではありません。事業計画、一時的に黒字となっている収益も、大幅に悪化するような状況に陥る可能性があります。そのため、本資金調達により既存債権者様と協議することが当社にとっての最悪の事態を回避するための最善の手段と考え、本資金調達を決断いたしました。したがって、役員一丸となって本資金調達により最悪の事態を回避できるよう、また、その後の業績の黒字化等の会社再建に取り組んでまいります。何卒、株主・投資家の皆様のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

5. 発行条件等について

当社は、本新株予約権の発行条件につきましては、割当予定先と協議の上決定いたしました。株主の皆様に対しての説明の参考とするため、公正価値の算定が必要であるものと判断し、当社と取引関係のない独立した第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に発行決議日前日を基準日として算定を依頼しております。

当該第三者算定機関は、基準となる当社株価22円（平成30年9月19日の終値）、権利行使価額2円、ボラティリティ42.55%（平成25年8月から平成30年8月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間5年、リスクフリーレート-0.060%（評価基準日における長期国債レート）、割引率32.60%（割引率として、リスクフリーレート-0.060%+市場リスクプレミアム8.9%×対市場 β 0.798+クレジットコスト25.56%から算定した修正CAPMを利用）、配当率0%、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とし算定した結果、本新株予約権1個につき570円との評価である旨の報告を受けております。

当社といたしましては、本新株予約権の払込金額（1個につき4.5円）と比べると、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当する可能性があるものと判断し、本臨時株主総会にて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

6. 第三者割当による新株予約権の内容

1.	新株予約権の名称	株式会社原弘産第4回新株予約権
2.	本新株予約権の払込金額の総額	金9,945,000円
3.	申込期日	平成30年11月12日
4.	割当日及び払込期日	平成30年11月12日
5.	募集の方法	第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をEVO FUNDに割当てる。

6.	<p>新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法</p> <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は221,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下、「割当株式数」という。））とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>	
7.	本新株予約権の総数	2,210,000個
8.	各本新株予約権の払込金額	金4.5円
9.	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、2円とする。</p>	

行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）により算出される額又は本項第(2)号に掲げる各事由（ただし、本項第(2)号②の事由を除く。）により、行使価額の調整が行われる場合の1株当たりの払込金額のうち、いずれか低い価額に行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \text{既発行普通株式数} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をすときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

10.

10.	<p>③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>
-----	---

- ⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

10. (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後行使価額を適用する日の直前取引日の終値のいずれかの高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

10.	<p>③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を使用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
11.	<p>本新株予約権の行使期間 平成30年11月13日（当日を含む。）から平成35年11月13日（当日を含む。）までとする。</p>
12.	<p>その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の一部行使はできない。</p>
13.	<p>新株予約権の取得事由 本新株予約権に取得事由は存在しない。</p>
14.	<p>新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。</p>
15.	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>

16.	<p>新株予約権の行使請求の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、(発行されている場合は本新株予約権証券とともに) 第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書(及び発行されている場合は本新株予約権証券)を第18項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>	
17.	<p>株券の交付方法</p> <p>当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。</p>	
18.	行使請求受付場所	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
19.	払込取扱場所	株式会社山口銀行 本店営業部
20.	<p>社債、株式等の振替に関する法律の適用等</p> <p>本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。</p>	
21.	<p>振替機関の名称及び住所</p> <p>株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号</p>	
22.	<p>その他</p> <p>(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。</p> <p>(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。</p> <p>(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する</p>	

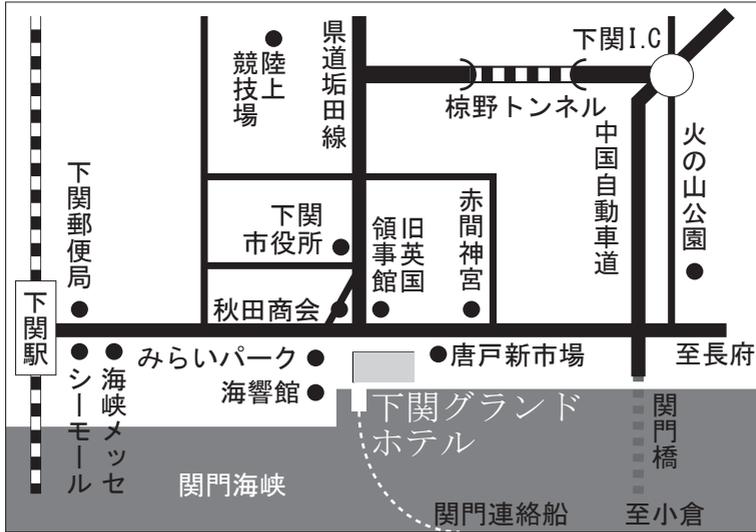
以上

—MEMO—

—MEMO—

—MEMO—

株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号
下関グランドホテル 2階 飛翔の間
新下関駅（新幹線）より車で20分
下関駅（山陽本線）より車で5分
下関I.C.より車で15分
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。